平成26年(国)第67号

平成26年10月31日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、平成○年○月から 障害等級2級の国民年金法(以下「国年法」 という。) による障害基礎年金の支給を求 めるということである。

第2 再審査請求に至る経緯

本件記録によれば、以下の事実が認められる。

- 1 請求人は、平成○年○月○日(受付)、 右足部感染症、糖尿病(以下、併せて「当 該傷病」という。)により障害の状態に あるとして、平成○年○月○日を初診日 とした上で、厚生労働大臣に対し、いわ ゆる事後重症による請求として、障害基 礎年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、受給権を取得した年月を平成○年○月とし、同年○月から2級の障害基礎年金を支給する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記 の社会保険審査官に対する審査請求を経 て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 いわゆる事後重症請求により障害基礎 年金の支給を受けるためには、その障害 の原因となった傷病(その障害の直接の 原因となった傷病が他の傷病に起因する 場合は当該他の傷病。以下同じ。)につ き初めて医師又は歯科医師の診療を受け た日(以下「初診日」という。)において、 国民年金の被保険者であり、かつ、国民 年金の保険料納付等について所定の要件 (以下「保険料納付等件」という。)を満 たした上で、裁定請求日における請求人 の当該傷病による障害の状態が国年法施 行令別表に定める程度の障害の状態に該 当することが必要とされている。

また、保険料納付要件については、初 診日が20歳到達後であり、昭和61年 4月1日以降にある場合には、その前日 において、当該初診日の属する月の前々 月(初診日が平成3年5月1日前にある 場合、当該初診日の属する月前における 直近の基準月(1月、4月、7月及び 10月をいう。以下同じ。)の前月)ま でに国民年金の被保険者期間があり、か つ、当該被保険者期間に係る保険料納付 済期間と保険料免除期間とを合算した期 間が当該被保険者期間の3分の2以上で あるか、又は当該初診日の属する月の 前々月(初診日が平成3年5月1日前に ある場合、当該初診日の属する月前にお ける直近の基準月の前月)までの1年間 が保険料納付済期間又は保険料免除期間 で満たされていることが必要とされてい る(国年法第30条第1項、第30条の 2第1項及び第2項並びに国民年金法等 の一部を改正する法律(昭和60年法 律第34号。) 附則第20条第1項、第 21条)。これに対し、初診日が20歳 到達前にある場合には、保険料納付要件 の具備は必要とされていない(国年法第 30条の4)。

- 2 本件においては、初診日は20歳到達 直後の平成○年○月○日であること、当 該傷病の障害の程度は平成○年○月○日 現症で障害等級2級であること、事後重 症による請求であることについての当事 者間の争いはなく、問題点は、平成○年 ○月の社会保険事務所窓口職員による誤 教示により、裁定請求が遅れたのである から、平成○年○月に障害基礎年金の裁 定請求があったとみなし、同年○月以降 の障害基礎年金の支給を求めるとする請 求人の主張を理由があるものと認めるこ とができるか否かである。
- 3 請求人は、平成○年○月○日に糖尿病 により医療機関を初診し、同疾病による 感染症で、同○年○月○日に右足を足関 節以上で切断したため、同年○月に○○

社会保険事務所(現年金事務所)へ行き、障害年金について相談したところ、担当職員から保険料納付要件を満たさないため、申請できない旨告げられ、申請を断念したが、これは誤教示であり、正しい教示があれば、その際に事後重症の裁定請求を行い、同年〇月から障害基礎年金が支給された旨主張する。

保険料納付要件を満たすか否かを検討するとき、初診日はいつかが、まず検討されなければならないが、本件においては、右下腿切断時点(注;a病院b科・A医師作成の平成〇日〇月〇日付診断さによれば、平成〇年〇月〇日と記載されている。)を初診日とすると、請求人に係る被保険者記録照会(納付II)からみて保険料納付要件は満たしていない。しかしながら、右下腿切断を糖尿病の初診日とすると、当該傷病の保険料納付要件を満たしている。

4 ところで、行政庁の行った処分が、それ自体としては関係法令の規定に則ったものといえる場合でも、例えば、保険者側の誤った説明・教示等、当該処分に帰すべき事由によって、当該処分に係る権利者が、裁定請求を本来することのできたはずの適切な時期に行うことを妨げられ、そのために当該処分に係る権利を侵害されたといえるような場合には、行政実務の分野にも適用されると解される信義則の法理に照らし、当該処分を不当として、その是正が図られなければならない場合もあり得ないではない。

しかしながら、本件では、請求人と 担当職員とのやり取りに関する資料はなく、実際に平成○年○月時点で、当該傷病について裁定請求を行っているわけでもなく、当該時点で、請求人がどのように傷病の内容や経緯等を説明し、担当職員からどのような教示を受けたのか事実関係が不明であるから、本件において、担当職員が誤った説明や教示を行ったものということはできず、請求人の主張は

- 認められない。したがって、信義則により原処分を不当とし、これを取り消して、 平成〇年〇月から障害基礎年金を支給すべきとすることはできないというべきで ある
- 5 そうすると、原処分は妥当であり、本 件再審査請求は理由がないから、これを 棄却することとし、主文のとおり裁決す る。